

# 産業廃棄物不適正処理防止強化事業

## 1 事業の概要

県民の生活環境に重大な影響を与える不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理について、産業廃棄物の不法投棄防止に向けた地域住民への普及啓発や、県外からの不法投棄を未然に防止するための収集運搬車両の検問、処理業者の設備整備等への支援などの取組を行った。

## 2 令和2年度実績

### (1) 不法投棄防止啓発に係る新聞広告掲載

不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理への警戒と通報、地域環境の保全を呼びかけるため、新聞広告を掲載した。

**通報先(岡山県所管区域)**  
**不法投棄110番(フリーダイヤル)** つう ほう さん ばい  
**0800-200-2438**

**岡山県庁内(循環型社会推進課)設置**  
 又は下記の担当課まで

通報先(担当課)	所在地	電話番号	所管区域
青森県民局(総務課)	岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	玉野市・青森市・瀬戸内市・赤松市・和気町・吉備中央町
備前県民局(総務課)	倉敷市羽島1083	086-434-7007	笠岡市・井原市・総社市・高梁市・瀬戸市・浅口市・早島町・埴庄村・久田町
美作県民局(総務課)	津山市山下5-3	0868-23-1243	津山市・真庭市・美作市・河津村・磯野町・勸業町・余部町・西条農村・久米町町・美咲町

**岡山市内・倉敷市内について**

通報先(担当課)	所在地	電話番号	所管区域
岡山市役所(産業廃棄物対策課)	岡山市北区大紙1-2-3	086-803-1303	岡山市
倉敷市役所(産業廃棄物対策課)	倉敷市西中瀬山4-4-2	086-426-3385	倉敷市

○不法投棄された廃棄物は原則として自治体が搬去することはありません。  
 ○投棄者、排出事業者に搬去を求めていくこととなります。  
 ○投棄者が特定できない場合は土地所有者(管理者)等に搬去責任が生じる場合があります。

### (2) ラジオスポットの制作・放送

不法投棄・野外焼却等廃棄物の不適正処理への警戒と通報、地域環境の保全を呼びかけるため、ラジオスポットを制作し、5月30日(土)から6月5日(金)までの7日間にわたって放送した。

### (3) 産業廃棄物運搬車両路上検査

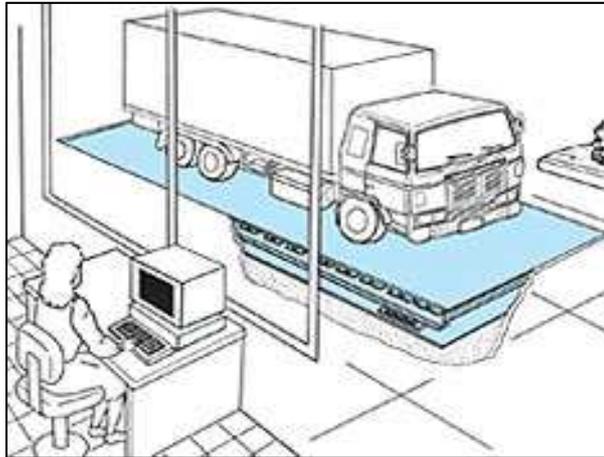
県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、適正処理を確保するため、県警本部の協力を得て、10月中旬に県内3カ所で開催した。

### (4) 育成支援事業(産業廃棄物処理業育成支援制度)

産業廃棄物処分業者(中間処理業者・最終処分業者)が行おうとする設備投資へ助成することで経営の改善と安定化を支援し、優良事業者の育成を積極的に進めた。

① 補助対象

- ・ 廃棄物搭載車両計量設備の導入又は更新
- ・ 電算システムの導入又は更新補助



② 補助率等

- ・ 補助率 1 / 2 以内
- ・ 補助限度額 計量設備 : 1,700千円  
電算処理システム : 500千円

③ 補助件数 8 件

【担当部署】

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班